

特定原産地証明書発給システムにおける
「特定原産地証明書」→「第一種特定原産地証明書」への文言の変更等について

平成28年6月3日
日本商工会議所 国際部

指定発給機関（日商）の発給する特定原産地証明書は、国内法に基づき「第一種特定原産地証明書」と名称が定義されていることから、今般、「特定原産地証明書発給システム」の名称を「第一種特定原産地証明書発給システム」に改めるとともに、同システム内で、単に「特定原産地証明書」と表記している箇所を「第一種特定原産地証明書」に変更します。合わせて、発給システム画面内の一部文言を変更いたします。

詳細は、下記をご参照ください。

記

1. 「特定原産地証明書」→「第一種特定原産地証明書」への名称変更

システムの名称を変更

重要情報	
代表者・住所等、企業登録情報に重要な変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。	
H28年6月1日	EPA(経済連携協定)活用セミナー-NEW【東京会場】平成28年6月22日(火)【大阪会場】平成28年7月6日(水)
H28年5月9日	【終了】日モンゴル経済連携協定発効セミナー(H28年5月23日、ジェトロ・経済産業省、於:東京)
H28年4月19日	【終了】EPA特定原産地証明書申請手続きセミナー開催のご案内(H28)

※システムの名称と合わせて、システムログイン後の画面全般および証憑類（領収書、引換書等）について、単に「特定原産地証明書」と表記している箇所を「第一種特定原産地証明書」に変更。

2. その他の文言変更

(1)「リインボイス」→「第三国インボイス」への文言の変更

発給申請書入力画面等において、第三国で発行されるインボイスの名称を「リインボイス」から「第三国インボイス」に変更する。

(2) 輸送手段欄の修正（遡及発給）

発給申請書入力画面の輸送手段欄において、遡及発給時の船積日/出航日の証明書への記載に関する制御について、補足説明を追記する。

①日チリ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア協定

- ・説明文に「ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます。」の文言を追記

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

船積(予定)日は必ず記入してください。

積込地、経由地および仕向地並びに便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。

原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日、積込地、便名は必ず記入してください。

遡及して発給される場合は、欄8に“ISSUED RETROACTIVELY”と印字されます。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。

積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、チリに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第41条の積送基準に適合していなければなりません。

証明書に
記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	年 月 日	☒
		積込地: 英文		☒
		経由地: 英文(チリ・日本以外)		☒
		仕向地: 英文		☒
		便 名: 英文		☒

②日タイ協定

- ・説明文に「証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、チェックの有無にかかわらず、遡及発給でない場合の船積日は証明書に記載されず、遡及して発給される場合の船積日は証明書に記載されます)。」の文言を追記

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

船積(予定)日は必ず記入してください。遡及発給の場合のみ証明書には印字されます。

積込地、経由地および仕向地並びに便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。

実際と異なる便名を記載した場合、受理されない可能性があります。

遡及して発給される場合は、欄8に“ISSUED RETROACTIVELY”と印字されます。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、チェックの有無にかかわらず、遡及発給でない場合の船積日は証明書に記載されず、遡及して発給される場合の船積日は証明書に記載されます)。

積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、タイに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第32条の積送基準に適合していなければなりません。

証明書に
記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	年 月 日	☒
		積込地: 英文		☒
		経由地: 英文(タイ・日本以外)		☒
		仕向地: 英文		☒
		便 名: 英文		☒

③日アセアン協定

(削除)

・ 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください。(遡及発給でない船積日は記載されません)

(追加)

・ 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、チェックの有無にかかわらず、遡及発給でない場合の船積日は証明書に記載されず、遡及して発給される場合の船積日は証明書に記載されます)。

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず記入してください。

仕向地および便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。

積込地および経由地は記入できません。

遡及して発給される場合は、欄9の“Issued Retroactively”ボックスにチェックが入ります。

証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、チェックの有無にかかわらず、遡及発給でない場合の船積日は証明書に記載されず、遡及して発給される場合の船積日は証明書に記載されます)。

仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、に輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第31条の直接積送に適していなければなりません。

証明書に
記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	年 月 日	☒
		積込地: 英文		☒
		経由地: 英文		☒
		仕向地: 英文		☒
		便 名: 英文		☒

3. 適用開始日

平成 28 年 6 月 7 日 8:00AM から適用開始

以上